

(令和3年12月27日 庁議)

部等名	防災局
-----	-----

件名	山梨県地域防災計画等の修正について（報告）
経緯	<p>○ 県では、国の防災基本計画の修正や県の防災施策の進展等を踏まえ、山梨県防災会議での議決を経て、山梨県地域防災計画及び山梨県水防計画の修正を行っている。</p> <p>○ 令和3年度の計画修正について検討を進めてきたところ、今般、書面により山梨県防災会議を開催し、賛成多数であり、12月21日付けで修正を行ったことから報告する。</p>
内容	<p>山梨県地域防災計画及び水防計画の修正の概要</p> <p>(1) 山梨県地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害対策基本法の改正をふまえた修正<ul style="list-style-type: none"><li>・避難情報の見直し等</li></ul></li><li>○国の防災基本計画修正をふまえた修正<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症対策の文言追加等</li></ul></li><li>○県の防災施策の進展をふまえた修正<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物処理計画の改定等</li></ul></li></ul> <p>(2) 山梨県水防計画</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○水位周知河川に貢川、鎌田川、戸川を追加 等</li></ul>

# 令和3年度山梨県地域防災計画修正の概要

## 1. 災害対策基本法の改正をふまえた修正

### (1) 避難情報の見直し

- 避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告段階から避難指示を行う等、避難情報のあり方を包括的に見直し

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保	災害発生情報
4	避難指示	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意報情報 （気象庁）	早期注意報情報 （気象庁）

### (2) 個別避難計画の作成

- 市町村に対し、個別避難計画の作成を努力義務化
- ・ 市町村は、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める旨を記載。
- ・ 要支援者の状況変化やハザードマップ見直しの反映等、必要に応じて更新するとともに、庁舎被災時も活用できるよう、適切な管理に努める旨を記載。

### (3) 広域避難に関する協議

- 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議について記載
- ・ 市町村は、区域外への広域的な避難が必要な場合は、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求めること等ができる旨を記載。
- ・ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体やその受入能力等、広域避難について助言を行う旨を記載。

## 2. 国の防災基本計画修正（令和3年5月）をふまえた修正

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する旨を記載。
- ・ 応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する旨を記載。
- ・ 応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する旨を記載。

- ・ 市町村は、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る旨を記載。
- ・ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等も周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める旨を記載。

### (2) その他

- 避難所における女性や子ども等の安全への配慮について記載
- 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を教える実践的な防災教育の推進について記載
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保について記載

## 3. 県の防災関連施策等をふまえた修正

- 災害廃棄物処理計画の改定

- 水位周知河川に3河川追加  
（鎌田川、貢川、戸川）

- 流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である「流域治水」の推進を追記

- 「防災道の駅富士川」を防災活動拠点に追加

# 令和3年度水防計画 主な改定箇所

## 1. 水位周知河川の追加指定

### 第4章 第3節「水位周知河川における水位到達情報」、第4節「水防警報」

貢川、鎌田川、戸川を水位周知河川に指定し、水位到達情報の通知及び水防警報の発表を行う。

## 2. 河川監視カメラについての情報を新規に記載

### 第3節 河川のカメラ監視及び公表

#### 1 河川監視カメラ設置箇所

県内の河川監視カメラは、県管理のカメラと国土交通省管理のカメラがある。詳細は、附表第20表のとおりである。

#### 2 カメラ画像の公表

県管理の河川監視カメラの画像情報は、次の方法で公表するものとする。

川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)

国土交通省管理の河川監視カメラの画像情報は、次の方法で公表するものとする。

かわカメラ ([https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/kawa\\_camera/index.htm](https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/kawa_camera/index.htm))

川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)